

## 宮川流域振興調整会議 事項書

日時：令和5年2月27日(月)

16:25～16:40

場所：プレゼンテーションルーム

### 【議題】

#### <協議>

- ・設置要綱の改正について・・・・・・・・資料1

(P.1～2)

- ・地域貢献課題の対応状況について・・・・・・・・資料2

(P.3～6)

#### <報告>

- ・宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議について・・・・・・・・資料3

(P.7)

宮川流域振興調整会議  
出席者名簿

令和5年2月27日(月)  
16:25~16:40  
県庁3階  
プレゼンテーションルーム

(敬称は略させていただきました)

	氏名	
副 知 事	廣田 恵子	座長
副 知 事	服部 浩	副座長
総務部長	高間 伸夫	委員
地域連携部長	後田 和也	委員
農林水産部長	更屋 英洋	委員
県土整備部長	若尾 将徳	委員
企業庁長	山口 武美	委員
環境生活部長	中野 敦子	
教育長	木平 芳定	

## 宮川流域振興調整会議設置要綱(改正案)

## (趣旨)

第1条 宮川流域においては、これまで企業庁が水力発電事業を通じて地域貢献に取り組み、地域づくりに寄与してきた。水力発電事業が民間譲渡後も地域に根ざした事業として継続されるとともに、地域づくりに寄与するため地域貢献の取組が継続されていく必要があることから、宮川流域振興調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

## (所管事項)

第2条 調整会議は、次の事務を所掌する。

- 一 宮川の流量回復について、取組の成果を検証し調整する。
- 二 地域貢献の取組が継続されているかどうかを検証し、継続されていない場合には譲渡先や関係市町等と対応について調整する。
- 三 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題について、譲渡先や関係市町等と連携し調整する。

## (組織)

第3条 調整会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長、副座長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 総務部長
  - 二 地域連携・交通部長
  - 三 農林水産部長
  - 四 県土整備部長
  - 五 企業庁長
- 4 調整会議は、座長がこれを招集し、議長となる。
- 5 委員が調整会議を欠席する場合には、委員が指名するものを代理として出席させることができる。
- 6 調整会議には、座長が必要と認めるものの出席を求め、意見を求めることができる。
- 7 調整会議の決議は、全会一致で決定する。ただし、座長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による決議を行うことができる。

(幹事会)

第4条 調整会議を円滑に行うため、担当課長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括するものとし、地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 総務部 財政課長
  - 二 地域連携・交通部 地域づくり推進課長
  - 三 農林水産部 農業基盤整備課長  
森林・林業経営課長  
治山林道課長  
みどり共生推進課長  
水産振興課長
  - 四 県土整備部 道路建設課長  
河川課長
  - 五 企業庁 企業総務課長 電気事業課長
- 5 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
- 6 幹事が幹事会を欠席する場合には、幹事が指名するものを代理として出席させることができる。
- 7 幹事会には、幹事長が必要と認めるものの出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 調整会議及び幹事会の事務局を、地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から適用する。

## 地域貢献課題の対応状況について

### 1 概要

水力発電事業の民間譲渡にあたり、「企業庁が行ってきた地域貢献の取組が継続されること」が条件とされています。

企業庁が行ってきた地域貢献の取組については、譲渡後は中部電力(株)が承継して取り組むもの、三重県が取り組むもの、両者で取り組むものなど、14 項目の課題に整理され譲渡が完了する平成 27 年 4 月 1 日までに譲渡後の取組方針が決定されました。

水力発電事業の民間譲渡後においても、地域貢献の取組が継続されているかどうかについては、「宮川流域振興調整会議」において検証することとしており、もし継続されていない場合には、中部電力(株)や関係市町等と対応について調整することとしています。

### 2 民間譲渡後における対応状況について

令和 5 年 1 月末時点における地域貢献課題の対応状況については、別紙表のとおりです。



確認書 平成23年8月2日（三重県政策部長、企業庁、中部電力㈱の3者で確認した内容）		令和4年度の対応状況		
課題		対応		
項目	内容	（令和5年1月末現在）		
1	宮川の流量回復	<p>宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m<sup>3</sup>）に、発電用貯留水から毎秒0.13m<sup>3</sup>を上乗せした毎秒0.5m<sup>3</sup>の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、三重県は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3m<sup>3</sup>を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m<sup>3</sup>を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>	<p>三重県は関係箇所（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3m<sup>3</sup>を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m<sup>3</sup>を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。中部電力もその策定に協力する。</p> <p>譲渡・譲受後は、三重県が行う「宮川ダム直下において毎秒0.5m<sup>3</sup>、粟生頭首工直下において毎秒3.0m<sup>3</sup>」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」において慎重に検討していく。</p>	<p>中部電力は平成26年4月1日の宮川第一・第二発電所譲受に伴い、宮川ダムが「河川維持放流量（毎秒0.37m<sup>3</sup>）に、発電用貯留水から毎秒0.13m<sup>3</sup>を上乗せした毎秒0.5m<sup>3</sup>の放流」を行うことを承継し、実施している。</p> <p>中部電力は三重県が行う「粟生頭首工直下で毎秒3.0m<sup>3</sup>を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m<sup>3</sup>を限度に放流する」ことを平成26年6月25日付「確認書」で三重県と確認し、同日三重県が定めた「宮川における流量回復放流実施要領および運用」（令和4年4月1日改定）に基づく運用を実施している。  <b>（令和4年度：202万6千m<sup>3</sup>）</b>                  【今年度以外で過去の放流実績】                  H26年度：66万4千m<sup>3</sup>、H28年度：93万3千m<sup>3</sup>、R2年度：52万1千6百m<sup>3</sup>                  ・R4年度に、初めての同時放流（試行）を実施。結果を踏まえての「実施要領」等の見直しを進めている。</p>
2	治水機能の確保	<p>宮川ダムにおける事前放流等</p> <p>治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</p> <p>宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</p>	<p>中部電力は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続する。</p> <p>中部電力は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</p>	<p>中部電力は左記覚書および確認事項の運用について、平成27年4月1日をもって承継することを平成26年3月14日付「確認書」で三重県と確認し、その運用を承継している。</p> <p><b>（令和4年度：実績なし）</b></p> <p>令和2年5月29日付けで宮川水系治水協定を締結し、宮川ダム、三瀬谷ダム、不動谷ダムの事前放流について河川管理者（国、県）とダム管理者（県、中部電力）と利水者（中部電力）が協力して実施していくこととなった。</p> <p>中部電力は三瀬谷ダム譲受後において、宮川ダムの放流と連携した運用を行うことを承継している。  <b>（令和4年度：実績なし）</b></p>
		<p>三浦湾への緊急発電放流</p> <p>平成16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</p>	<p>宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流域の安全は確保されていることから、三浦湾への緊急発電放流については譲渡・譲受の条件としないこととし、引き続き三重県が宮川流域における安全対策の向上に努める。</p>	<p>緊急発電放流は治水の取組であることから、三重県は譲渡・譲受の条件としないことを大台町民や県議会全員協議会において説明し、了解を得ている。                  （大台町住民説明会（3地区）：H22年6～7月、全員協議会：H22.6.7、H23.2.14）</p>
		<p>三瀬谷ダム湖内の砂利採取</p> <p>河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</p>	<p>中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。</p>	<p>中部電力は砂利採取業者からの同意申入に対し、同意回答を行ない、ダム運用に支障のない範囲で砂利採取への協力を継続している。  <b>（令和4年度は11月21日から実施）</b>                  （令和3年度砂利採取実績：8,288m<sup>3</sup>）</p>
5	灌漑補給（三瀬谷ダム、宮川ダム）	<p>宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p>	<p>中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p> <p>中部電力は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</p>	<p>中部電力は左記協定に基づく運用を承継することを平成25年12月25日付「確認書」で宮川用土地改良区と確認し、その運用を継続している。  <b>（令和4年度：134.9万m<sup>3</sup>）</b>                  （令和4年度かんがい放流実績：4月13日～4月15日（3日間）75.0万m<sup>3</sup>、7月29日～8月5日（8日間）59.9万m<sup>3</sup>）                  中部電力は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行うこととしている。  <b>（令和4年度は渇水の融通実績なし）</b></p>
6	三瀬谷ダムの工業用水	<p>南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。</p>	<p>南伊勢工業用水道事業は関係市町の同意を得たうえで廃止しているため、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして中部電力が運用する。</p> <p>工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、三重県が適切に対応する。</p>	<p>中部電力は三瀬谷ダムを発電専用ダムとして運用している。</p> <p>三重県は現時点で工業用水の需要が発生していないことから、対応はしていない。（廃止については、H20.9開催の中南勢工業用水建設促進協議会で同意）（中南勢工業用水建設促進協議会は、令和2年5月15日に解散）</p>
7	森林環境の保全	<p>三重県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。</p>	<p>左記事業は、地元にとって重要であることから、三重県が譲渡・譲受の対価の一部をその事業費に充てることにより、これを継続する。</p>	<p>三重県は一般会計予算にて、事業を継続している。</p> <p><b>（令和4年度負担額：6.2百万円・令和5年3月末に支払予定）</b></p>

課 題		内 容	対 応	対応状況 (令和5年1月末現在)
項 目				
8	稚鮎の放流(三瀬谷ダム)	三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	中部電力は左記覚書に基づき現在の補償を継続する。	中部電力は左記覚書に基づく補償を承継することを平成26年12月8日付「協定書」で漁協と確認し、その協定書に基づく令和4年度の補償を令和4年6月に支払済。
9	三浦湾漁場環境の保全(濁水調整)	宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	中部電力は左記協定に基づく運用を承継することを平成25年8月29日付「確認書」で漁協と確認し、その運用を継続している。なお、既確認書の内容の一部見直し、令和2年8月26日付「確認書」で漁協と確認し運用している。 <b>(令和4年度16.8日間停止)</b> (令和3年度実績なし)
10	三瀬谷ダムの流木除去	ダム運用に支障とならないよう、企業庁は必要に応じ流木除去を実施している。	中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。	中部電力はダム運用に支障とならないよう必要に応じ流木除去を継続していく。 <b>(令和4年度実績:203空m<sup>3</sup>)</b> (令和3年度実績:505.6空m <sup>3</sup> )
11	関連施設	三瀬谷ダム湖の漕艇場 三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	中部電力は平成27年3月26日に大台町と「三瀬谷ダム湖の湖面使用に関する協定書」を締結し、漕艇場として使用する運用を継続している。 改定:令和3年11月26日(第5条に湖面使用制限の例外措置を追記)
12		三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備開放を行っている。	中部電力は左記運用を継続する。	中部電力は平成27年3月26日に大台町と「三瀬谷ダム管理道路の維持管理に関する協定書」を締結し、地域住民の生活道路として利用できる運用を継続している。
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策	三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	企業庁は、漁協と協議の結果、濁水対策に代わるものとして、平成21年度から5年間、漁協に対して鮎放流への協力を行う。	中部電力は「平成16年以降継続的に発生している三瀬谷ダム下流の濁水に伴う平成26年度から平成30年度までの漁業補償」について、平成27年3月23日に中部電力、漁協および企業庁の3者で締結した「協定書」に基づく補償金の支払いを、平成30年度をもって完了した。今年度、漁協からの申し出なし。
14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。	奥伊勢湖環境の保全は、地元にとって重要であることから、三重県が譲渡・譲受の対価の一部をその事業費に充てることにより、これを継続する。  中部電力は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。	三重県は奥伊勢湖環境保全対策協議会の事業費の一部を、一般会計予算から負担している。 <b>(令和4年度負担額:5百万円・令和4年7月に支払)</b>  中部電力は平成27年2月26日の奥伊勢湖環境保全対策協議会での承認を受け、平成27年4月1日の三瀬谷ダム譲受から奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。 改訂:令和3年4月1日(第4条に区域、第10条に執行を追記および第5条の幹事を変更)( <b>令和4年5月25日:令和4年度総会出席 書面開催</b> )



## 宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議について

## ○令和5年2月6日 第2回検討会議を開催

## 【内容】令和4年度調査、検討結果の報告

## (各部局の主な取組)

地域連携部：現況の河川利用状況等における諸課題への対応の必要性について説明を行い、より良い流況に向けて意見交換を継続していくことを確認した。

県土整備部：桧原谷川合流点手前とその下流の岩井地点と合わせた2地点で流量観測を実施し、基礎データの蓄積を行った。

農林水産部：付着藻類については、昨年と比べて数値は低いもののアユの餌料環境としては問題なかった。

環境生活部：通常時の水質調査結果は、概ね環境基準を満たしていることを確認した。

教育委員会事務局：令和4年度のネコギギ生息状況調査において得られた情報を取りまとめ、基礎データの蓄積を行った。

## 【内容】令和5年度の取組

## (各部局の主な取組)

地域連携部：地元要望等を踏まえたうえで課題を整理し、関係者との意見交換を継続して実施する。

県土整備部：流況を把握するため、2地点での流量観測を継続調査する。

農林水産部：生息環境調査について、付着藻類と水温調査を継続調査する。

環境生活部：通常時と流量回復前後の水質状況を継続調査する。

教育委員会事務局：引き続きネコギギに関するデータを蓄積する。